

令和7年9月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 66 号

令和 7 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 67 号

令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 68 号

令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 69 号

令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 70 号

令和 7 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 71 号

令和 7 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 6 議案については、別途説明につき説明省略

議案第72号

道の駅新湊条例の全部改正について

(説明)

道の駅新湊等大規模改修工事に伴い、道の駅新湊の名称を改め、新たに「道の駅まるごと射水」を設置するため、道の駅新湊条例（平成17年射水市条例第182号）を全部改正するもの。

1 規定内容

第1条 設置

第2条 名称及び位置

第3条 休館日

第4条 開館時間

第5条 行為の禁止

第6条 損害賠償の義務

第7条 指定管理者による管理

第8条 指定管理者が行う業務の範囲

第9条 指定管理者が行う管理の基準

第10条 委任

2 施設名称について

(1) 経緯

市内小・中学生を対象に新名称を募集したところ、1,099件の応募があり、有識者等で構成する新名称選考審査会の意見を踏まえ、新名称を「道の駅まるごと射水」とするもの。

(2) 選考理由

「射水の多彩な魅力が詰まった道の駅・観光の玄関口として市内をまるごと楽しむきっかけを提供する道の駅」となる思いが込められた本名称が最もふさわしいと判断したものの。

3 施行期日

令和7年11月21日

議案第73号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、人事院による柔軟な働き方を実現するための措置との権衡を踏まえ、仕事と育児を両立できる職場環境を整備するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等に係る規定の追加
 - ア 任命権者は、妊娠等の申出をした職員に対し、仕事と育児の両立のための制度等（出生時両立支援制度等）に係る周知及び当該職員の意向確認のための措置を講じなければならないこととするもの。
 - イ 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立のための制度等（育児期両立支援制度等）に係る周知及び当該職員の意向確認のための措置を講じなければならないこととするもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（引用条項の改正等）。

2 施行期日

令和7年10月1日

議案第74号

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 部分休業制度の拡充

職員が部分休業を取得する場合において、次のア又はイを選択できることとするもの。

 - ア 現行の部分休業（第1号部分休業）の取得について、1日の勤務時間のいずれの時間においても取得できることとするもの。
 - イ 1年につき77時間30分を超えない範囲内で、1時間を単位として取得できる部分休業制度（第2号部分休業）を新設するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（引用条項の改正等）。

2 施行期日

令和7年10月1日

議案第75号

射水市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

(説明)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号。以下「法」という。）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るための法改正の趣旨に鑑み、本市職員等の旅費について次のように改正する。

- (1) 出張の定義に、旅行命令権者が認める場合においては、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを加えるもの（第2条）。
- (2) 旅行者に対する旅費の支給に代えて、市が旅行代理店等の旅行役務提供者に対し、当該金額を直接支払うことができることとするもの（第3条）。
- (3) 旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費の種類及び内容に係る規定を改めるもの（第6条、第10条から第19条まで）。

現行		改正案	
種類	内容	種類	内容
鉄道賃 船賃 航空賃	鉄道旅行（急行料金の距離制限有り）、水路旅行、航空旅行について実費支給	鉄道賃 船賃 航空賃	鉄道旅行における急行料金の距離制限の廃止
車賃	鉄道以外の陸路旅行について実費又は定額で支給	その他の交通費	鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動について実費又は定額で支給
宿泊料	定額により支給	宿泊費	上限付き実費支給に変更
(新設)		包括宿泊費	いわゆるパック旅行で旅行する場合に支給
日当	昼食代を含む諸雑費、用務地内の交通費に充てる旅費	宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）として定額支給
食卓料	水路・航空旅行時に別途必要となる夕朝食代	(廃止)	
移転料	引越し費用として定額支給	転居費	実費支給に変更
着後手当	赴任に伴う住所等の移転に対し定額支給（5夜分上限）	着後滞在費	赴任に伴う転居に必要な滞在に対し実費支給（5夜分上限）
扶養親族移転料		家族移転費	扶養要件を廃止
支度料	外国旅行の際の準備経費等	渡航雑費	支度料と旅行雑費を統合
旅行雑費	旅券交付手数料、入出国税等		
日額旅費	長期間の研修等の場合に通常の旅費に代えて支給	(廃止)	

2 施行期日

令和8年4月1日

3 関連条例

- (1) 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (2) 射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 射水市証人等の実費弁償に関する条例

議案第76号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

(説明)

ひとり親家庭等医療費助成の所得判定期間及び適用期間を変更するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) ひとり親家庭等医療費助成の対象者に係る所得判定期間及び助成の適用期間について、児童扶養手当の当該期間と統一し、11月1日から1年間とするもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正等）。

2 施行期日

令和7年10月1日

議案第 77 号

射水市水道事業給水条例及び射水市下水道条例の一部改正について

(説 明)

災害その他非常の場合における工事事業者等の確保のため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

災害その他非常の場合において、破損した給水装置及び排水設備等の早期復旧のため、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が工事を行うことができることとするもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 78 号

高機能消防指令センター更新整備工事請負契約について

(説 明)

高機能消防指令センター更新整備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
電気通信 工事	445,500,000 円 (うち消費税等 40,500,000 円)	随意契約	愛知県名古屋市名東区猪高 台一丁目 1315 番地 株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク 営業部 部長 小林 和宏	契約締結の日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

議案第79号

令和6年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	180,906,583円 …… (A)
前年度繰越利益剰余金	870,323円 …… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	311,000,000円 …… (C)
当年度未処分利益剰余金	492,776,906円 …… (D)
((A) + (B) + (C))	

利益剰余金処分類【剰余金処分計算書(案)】

資本金	311,000,000円
<u>減債積立金</u>	<u>181,000,000円</u>
計	492,000,000円 …… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D) - (E))

776,906円

(剰余金の処分等 = 地方公営企業法第32条)

議案第80号

令和6年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	139,760,278円 …… (A)
前年度繰越利益剰余金	583,587円 …… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	464,089,122円 …… (C)
当年度未処分利益剰余金	604,432,987円 …… (D)
((A) + (B) + (C))	

利益剰余金処分類【剰余金処分計算書(案)】

資本金	464,089,122円
<u>減債積立金</u>	<u>140,000,000円</u>
計	604,089,122円 …… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D) - (E))

343,865円

(剰余金の処分等 = 地方公営企業法第32条)

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
20	令和7年6月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 273,460円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和7年1月10日 場 所 射水市七美地内
21	令和7年6月25日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 70パーセント 相手方 30パーセント 損害賠償額 市 6,055円 相手方 2,595円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 市道舗装穴による車両破損事故 発生日 令和7年1月31日 場 所 射水市青井谷地内
22	令和7年7月4日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 107,690円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 消防用ホースによる車両破損事故 発生日 令和7年5月30日 場 所 射水市本江地内

報告第12号

令和6年度射水市健全化判断比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.5	58.9
(11.98)	(16.98)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第13号

令和6年度射水市資金不足比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

報告第14号

令和6年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

（説明）

衛生センター整備費（令和5年度から令和6年度までの2か年度）を継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方自治法施行令第145条第2項）。

衛生センター整備費

事業費	1,140,944,000円
支出済額	1,131,174,000円
不用額	9,770,000円

支出済額の内訳

工事区分	支出済額(円)	契約の相手方
射水市衛生センター 基幹的設備改良工事	1,112,100,000	株式会社クリタス 代表取締役 鎌田 裕久
射水市衛生センター 基幹的設備改良工事 設計施工監理業務委託	19,074,000	株式会社中部設計 射水営業所 所長 荒木 甫
合計	1,131,174,000	

継続費設定・変更可決の日

継続費設定可決の日 令和5年3月17日

認定第 1 号

令和 6 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上 4 件の認定について一括説明)

(決算＝地方自治法第 2 3 3 条)

(単位：円)

会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額	
一 般 会 計	50,489,919,072	47,464,028,328	45,923,293,266	1,540,735,062	
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,693,203,000	7,326,349,653	7,194,953,886	131,395,767
	後期高齢者医療事業	2,650,358,000	2,651,120,014	2,647,778,733	3,341,281
	介護保険事業	9,727,622,000	9,634,644,477	9,620,581,359	14,063,118
	小 計	20,071,183,000	19,612,114,144	19,463,313,978	148,800,166
合 計	70,561,102,072	67,076,142,472	65,386,607,244	1,689,535,228	

備考

一般会計の収支差引残額 1,540,735,062 円には、継続費に係る繰越財源 65,125,800 円、繰越明許費に係る繰越財源 540,296,073 円及び事故繰越しに係る繰越財源 96,600 円を含むので、実質収支額は 935,216,589 円となる。

認定第 5 号

令和6年度射水市水道事業会計決算認定について

(説明)

当年度水道事業収益 1, 9 9 7, 9 6 8, 2 5 5 円 …… (A)

当年度水道事業費用 1, 8 1 7, 0 6 1, 6 7 2 円 …… (B)

差引当年度純利益 1 8 0, 9 0 6, 5 8 3 円

((A)－(B))

(決算＝地方公営企業法第30条)

認定第 6 号

令和6年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説明)

当年度下水道事業収益 3, 6 8 5, 0 3 6, 0 3 2 円 …… (A)

当年度下水道事業費用 3, 5 4 5, 2 7 5, 7 5 4 円 …… (B)

差引当年度純利益 1 3 9, 7 6 0, 2 7 8 円

((A)－(B))

(決算＝地方公営企業法第30条)

認定第 7 号

令和6年度射水市病院事業会計決算認定について

(説明)

当年度病院事業収益	3, 978, 228, 728円
当年度病院事業費用	4, 220, 983, 400円
差引当年度純損失	242, 754, 672円
当年度未処理欠損金	939, 226, 670円 …… (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0円 …… (B)

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金 ((A)-(B))

939, 226, 670円

(決算=地方公営企業法第30条)